

住宅地盤調査報告書作成システム ReportSS.NET ADVANCE 利用規約

住宅地盤調査報告書作成システム ReportSS.NET ADVANCE（以下、「本サービス」という）利用規約（以下、「利用規約」という）は、第1条に定める契約者と応用リソースマネージメント株式会社（以下、「当社」という）との間の、当社が提供する本サービスの利用に係わる一切の關係に適用します。以下に定める契約者は、利用規約を読み、理解し、同意した上で本サービスの申し込みをしたものとします。

第1条（契約者）

契約者は、利用規約を承諾の上、当社所定の方法に従って本サービスの利用の申し込みを行い、当社が利用規約に基づきこれを承認した法人・個人とします。

第2条（利用規約の目的）

この利用規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。第1条に定める契約者は、本利用規約を誠実に遵守するものとします。

第3条（利用規約の変更）

1. 当社はこの利用規約を変更することがあります。この場合には、料金・その他の提供条件は、変更後の本サービス利用規約によります
2. この利用規約を変更するとき、当社は当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します

第4条（用語の定義）

この利用規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- 本サービス
当社が開発した住宅地盤調査報告書作成システム ReportSS.NET ADVANCE（当社サーバにインストールされたソフトウェア）を、インターネットを介して提供するサービス
- 利用契約
当社から本サービスの提供を受けるための契約
- ユーザーID
本サービスを利用する契約者に当社が付与する情報（ログイン ID 等）
- 外部サービス
他社が運用するサービス
- 外部サービス事業者
外部サービスのサービス提供者

第5条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が開発した住宅地盤調査報告書作成システム ReportSS.NET ADVANCE（当社サーバにインストールされたソフトウェア）を、インターネットを介して提供するサービスです。

第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は、当社サーバにインストールされたソフトウェアに対してインターネットを介して利用可能な日本国内の地域とします。

第7条（契約者の義務）

本サービスの契約者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。

1. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
2. 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為
3. 法令、公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為
4. その他前各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為

第8条（利用契約の単位）

本サービスの利用契約の単位は、最低利用人数を1ユーザーIDと定め、申込単位は1ユーザーID単位以上とします。

第9条（権利譲渡の禁止）

契約者は本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第10条（利用申込等）

1. 契約者は、利用規約を承諾の上、当社が指定する手続きに基づき本サービスの利用を申込みものとします
2. 当社は、契約者に申込み内容の確認として、本人確認等の資料提出を求めることがあります

第11条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約は、第10条（利用申込等）の申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

第12条（申込の拒絶）

1. 当社は、次の各号に該当する場合に、本サービスの申込を承諾しない場合があります
 - (1) 申込に係わる本サービスの提供、または当該サービスに係わる装置の保守が技術上著しく困難な場合
 - (2) 本サービスの申込者が、当該申込に係わる契約上の義務を怠るおそれがある場合
 - (3) 本サービスの申込者が、第17条（提供の停止）第1項に該当する場合
 - (4) 本サービスの利用申込に虚偽の事実を記載した場合
 - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合、当社は申込者に対しその旨を通知します

第13条（本サービスの変更等）

当社は必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容変更を行うことができるものとし、変更について、当社はホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。

第14条（法人契約者の地位承継）

1. 契約者である法人が合併その他の理由によりその地位の継承があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等が、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知するものとします
2. 第12条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用します
3. 前項の場合において地位を承継したものが2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、合わせて書面によりその旨を当社に通知するものとします。これを変更したときも同様とします
4. 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします

第15条（個人の契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡した場合は、当該個人に係わる本サービスは終了とします。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出るにより、相続人（相続人が複数あるときは遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名に限る）は引き続き当該契約による本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします
2. 第12条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用します

第16条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったとき、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

第17条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合に、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります

- (1) 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第 12 条（申込の拒絶）の規定に違反したとき
 - (3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) 前各号の掲げる事項のほか、この利用規約の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行や当社の電気通信設備に支障を及ぼす行為をしたとき、または及ぼしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者にあらかじめその理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法で通知します

第18条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります
 - (1) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
 - (2) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (3) 第 19 条（通信利用の制限）の規定による時
 - (4) 第 1 種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (5) 当社の業務の遂行上やむを得ないとき
2. 当社は、前項第 1 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、その 14 日前までにその旨を契約者に当社の定める方法で通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません
3. 第 1 項 (2)、(3)、(4)、(5) により中止するときは、契約者にあらかじめその理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法で通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません

第19条（通信利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置をとることがあります
2. 本サービスの契約者で、当社の通信設備に過大な負荷を生じたる行為をしたときには、利用を制限することがあります

第20条（本サービスの廃止）

1. 当社は都合により本サービスを廃止することがあります
2. 当社は前項の規定により本サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する 3 カ月前までにその旨を通知します

第21条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第 17 条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合、その利用契約を解除することがあります
2. 当社は、契約者が第 17 条（提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず同条の定める提供の停止をすることなく、その利用契約を解除することがあります
3. 当社は、前 2 項の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します

第22条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、本サービス契約を解除するとき（次項または第 3 項の規定による場合を除く）、当社に対し解除の日の 2 カ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合、通知があった日から当該通知において、解除の日とされた日までの期間が 2 カ月未満であるときは、解除の効力を当該通知があった日から 2 カ月を経過する日に生ずるものとします
2. 契約者は、第 18 条（提供の中止）または第 19 条（通信利用の制限）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合、契約者が本サービスの利用による契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします
3. 第 20 条（本サービスの廃止）第 1 項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止の日に本サービス契約が解除されたものとします
4. 契約者は、契約の解除にあたり当社のトークンを返却するものとし、トークンを紛失した場合には 1 個あたり 10,000 円（税抜）を当社に支払うものとします。また、返却されたトークンが故障していた場合には、第 38 条（当社のトークンに故障が生じた場合の措置）第 3 項の規定に従うものとします
5. 解除後の契約者情報の取り扱いについては、第 36 条（契約者情報の取扱い）の規定に従うものとします

第23条（本サービスの料金等）

本サービスの料金等については、別紙「住宅地盤調査報告書作成システム ReportSS.NET ADVANCE 料金表」、または個別契約に定めるところによります。

第24条（本サービス料金の支払い義務）

1. 契約者は当社に対し、本サービスの利用に係わる第23条（本サービスの料金等）に規定した費用を当社の定める方法で支払うものとします
2. 契約者は、本契約が成立したときから、料金等を支払う義務を負うものとし、料金等は第11条（利用契約の成立）の規定により利用契約が成立したときに発生するものとします
3. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合（（第22条（契約者が行う利用契約の解除）の2項または3項の規定により解除された場合を除く）における本サービスのサービス費用の額は課金開始から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします
4. 契約者は、契約の解除にあたり当社に対して負っている債務がある場合、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、契約を解除した日の月末までに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません
5. 第17条（提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の本サービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います
6. 第18条（提供の中止）の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の本サービス料金は、第29条（利用不能の場合における料金等の清算）の規定により取り扱います

第25条（料金等の請求時期および支払い期日）

1. 本サービスの料金は、当社の定める日に請求できるものとします
2. 当社は、契約者が第23条（本サービスの料金等）の規定を超えた利用をした場合、同規定に基づき、追加費用を当社の定める日に請求できるものとします
3. 前各項の定めにより本サービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに当社が指定する方法でその料金等を支払うものとします

第26条（割増金）

本サービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第27条（遅延損害金）

契約者は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第28条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は税別とします。

第29条（利用不能の場合における料金等の清算）

当社の責に帰すべき事由により本サービスの利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続24時間以上本サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社はその利用が全くできない状態を知った時刻から、再び利用が可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に、基本料金の月額換算額の30分の1を乗じて得た額を基本料年額から差引きします。ただし、契約者は当該請求をなし得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかった時は、その権利を失うものとします。

第30条（個人情報）

1. 当社は個人情報等を、原則として契約者本人以外の者に開示、提供はせず、本サービス提供目的の範囲内においてのみ利用します。当社が取得した契約者の個人情報は、別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われます
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索) その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします

4. 当社は、サーバ設備の故障・その他のトラブル等に対処するため、契約者のデータを複製する可能性があることを、契約者は予め承るものとします

第31条（契約者の義務）

1. 契約者は、当社から発行されたユーザーID およびパスワード管理の責任を負うものとします
2. 契約者は、ユーザーID およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします
3. 前項の届出を怠ったことにより、契約者に当社からの連絡が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべきときに到達したものとみなします
4. 契約者が本サービスの利用権限を第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社は契約者の故意過失の有無にかかわらず、その料金等を当該契約者に請求できるものとし、契約者が被る損害等について一切責任を負わないものとします

第32条（著作権等の取扱）

1. 本サービスで表示、または出力される文章、画像、映像、音声、プログラム等の全てのコンテンツに対する著作権等の権利は、当社または当社が提携等を行う第三者に帰属するものとし、複製、転載、二次利用はできないものとします
2. 本サービスにて使用されている商標、商品・サービス名称等は、当社の登録商標であり、これらを当社の事前の承諾なく使用することはできないものとします

第33条（免責）

1. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません
2. 本条第1項の規定は、当社に故意または重大過失が存する場合もしくは第29条（利用不能における料金等の清算）の規定に該当する場合には適用しません

第34条（損害賠償額の制限）

1. 本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った現契約の年間利用料を限度額として賠償責任を負うものとします
2. 本条第1項の規定は第29条（利用不能における料金等の清算）の規定に該当する場合には適用しません

第35条（その他）

契約者は、契約に際し、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認するものとします。

第36条（契約者情報の取扱い）

1. 契約者情報、本サービスの利用状況、その他本サービスの管理・運営にあたって当社が得た全ての情報は、当社のデータベースに蓄積され（以下、蓄積された全ての情報を「データベース」といいます。）、データベースは当社にその権利が帰属します。契約者は、当社がデータベースを当社の個人情報の取扱いについてなどに定める利用目的の範囲内で、当社が提供するその他サービスの運用に自由に利用できることを承諾します
2. データベースは個人を特定できない形式に加工したうえで、当社が編集、発行、または販売等に使用し、収益できるものとします
3. 当社は、契約者情報のうち、氏名、メールアドレス、住所、電話番号等の個人情報を利用規約に定める場合を除き、契約者の承諾なしに第三者に開示または提供しません。ただし、下記各号記載事由に該当する場合においては当社の非開示等義務は免除され、また当社から開示または提供を受けた第三者の情報漏洩等により契約者が被った損害につき一切免責されるものとします。
 - (1) 契約者本人が同意した場合（次項に基づく同意を含みます）
 - (2) 個人を識別しうる情報が明らかでない情報により、期せずして本人が特定された場合
 - (3) 法令の規定に基づいて開示が求められた場合

第37条（当社のネットワーク機器に故障が生じた場合の措置）

1. 当社のネットワーク機器に故障が生じた場合、ただちにその旨を契約者に通知するとともに、修理等の対応に最善を尽くします
2. 当該機器の修理については、当社の社員または当社の指定する者が対応するものとします
3. データの紛失等が発生した場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします

第38条（当社のトークンに故障が生じた場合の措置）

1. 契約者は、当社のトークンに故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとします
2. 前項の通知があったときは、当社の社員または当社の指定する者がその原因を調査し、およびトークンの修理を行うものとします
3. 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、トークンの調査および修理に関して要した費用は、契約者が負担するものとします
4. 第2項の調査の結果、当社のトークンに故障のないことが明らかになった場合は、契約者は当社に対し、当該調査に要した費用を支払うものとします

第39条（ログの非公開）

当社は、原則として本サービスに対するアクセス状況の記録（いわゆるログのことをいいます）の内容を契約者へ開示しません。

第40条（本サービスの最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、個別契約による定めがある場合を除き1年間とします。起算日は第42条（本サービスの課金開始日）に定める課金開始日とします。個別契約による定めがある場合の本サービスの最低利用期間は、個別契約に定めるところによります。起算日は第42条（本サービスの課金開始日）に定める課金開始日とします。

第41条（本サービスの利用の態様の制限）

1. 本サービスにおいて、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名およびインターネットアドレスを使用してインターネットサービスを利用することはできないものとします

第42条（本サービスの課金開始日）

本サービスの課金開始日は、利用開始日の翌月1日とします。

第43条（本サービスの契約者の支払い義務）

本サービスの契約者は、当社に対し、本サービスの利用に係わる第23条（本サービスの料金等）に規定した初期費用、サービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第45条までの規定により算出した額を支払うものとします。

第44条（契約事項変更に伴うサービス費用の額）

利用料の変更を伴う契約内容の変更があった場合は、変更日を含む月より利用料の変更を適用します。

第45条（契約解除に伴う料金等の清算方法）

最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合（第22条（契約者が行う利用契約の解除）の2項または3項の規定により解除された場合を除く）における本サービスのサービス費用の額は課金開始から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

第46条（外部サービス）

1. 本サービスは外部サービスと連携してサービスの提供を行う場合があるが、この場合、契約者は外部サービスの利用規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、外部サービス事業者との間に生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、当社は予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
2. 契約者は、外部サービスにおけるユーザーID およびパスワードなどアカウントの登録・管理等を自己の責任において行うものとします。契約者の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は契約者の外部サービスにおけるアカウントに関する一切の責任を負いません。
3. 外部サービスのトラブル、サービス提供の中断や停止、仕様変更、また外部サービス事業者の判断等により、外部サービスと本サービスとの連携機能の制限、また連携ができなくなった場合に生じた契約者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

第47条（協議及び管轄裁判所）

利用規約の条項に定めのない事項について契約者と当社間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
利用規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の所属管轄裁判所とします。

附則 本利用規約は 平成 27 年 1 月 5 日から実施します。

改訂履歴

Ver.1.00 2015 年 1 月 5 日（初版発行）

Ver.1.01 2016 年 2 月 29 日

Ver.1.02 2016 年 5 月 6 日

Ver.1.03 2016 年 9 月 25 日